

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部人事課】	1 2
○ 北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部人事課】	1 4
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政・変革局財務部財政課】	1 5
○ 北九州市ポートレースによる未来のまちづくり投資基金条例【財政・変革局財務部財政課】	7 0
○ 北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】	7 2
○ 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域共生社会推進部保護課】	7 3
○ 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	7 4
○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	8 5
○ 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	8 6
○ 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	8 7
○ 北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】	8 8
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【都市整備局道路部道路維持課】	8 9
○ 北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団課】	9 1
○ 北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例【上下水道局水道部計画課】	9 2
○ 北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部を改正する条例【上下水道局水道部配水管理課】	9 4

○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	9 5
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	9 6
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局長寿推進部保険年金課】	9 8
○ 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団課】	9 9
○ 北九州市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例【市議会事務局総務課】	1 0 0
○ 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】	1 0 1

◇ 規 則

○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】	1 0 2
○ 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】	1 0 4
○ 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】	1 0 6
○ 北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例施行規則【財政・変革局財務部財政課】	1 0 7
○ 北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】	1 0 8
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【都市整備局道路部道路維持課】	1 0 9
○ 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部保険年金課】	1 1 1
○ 北九州市消防団員の服制及び給貸与品に関する規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団課】	1 1 2
○ 北九州市契約規則の一部を改正する規則【技術監理局契約部契約制度課】	1 2 2

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務等の制限に係る子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子とするほか、本市独自の仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設することにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

政策局及び総務市民局の事務分掌を改めるため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料を設定等することにしました。
- 2 建築基準法の一部改正等に伴い、建築確認申請に対する審査等に係る手数料の額を改定することにしました。
- 3 建築基準法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、1及び2については令和7年4月1日から、3については公布の日から施行することにしました。

◇北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例

モーターボート競走事業の収益金を活用し、まちの成長及び発展に資する公共施設の付加価値を高める整備事業及び当該事業に係る公債の償還に係る経費の財源の確保を図るため、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金を設置することにしました。

この条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例において引用する同法の項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 施設の人員配置基準等において、栄養士でない管理栄養士もこれらの規定の対象としました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設及び家庭的保育事業等における運営の基準を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 乳児院に配置すべき職員のうち、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とすることにしました。
- 2 満3歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とすることにしました。
- 3 児童養護施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とすることにしました。
- 4 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とすることにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園における満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とすることにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に係る過料を定めることにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州市立大谷球場を廃止することにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場の使用料を無料とすることにしました。
- 2 有料の自転車駐車場への自動入出庫機器の導入に伴い、使用料納入時期に係る関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数の区分に 3 5 年以上の区分を加えることにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更することにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部を改正する条例

水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行することにしました。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員に対し、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務等の制限に係る子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子とするほか、本市独自の仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正は、次のとおりです。

- 1 保険料の基礎賦課限度額を、65万円から66万円に改めることにしました。
- 2 保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を、24万円から26万円に改めることにしました。
- 3 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を5割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、29万5,000円から30万5,000円に改めることにしました。
- 4 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、54万5,000円から56万円に改めることにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額及び扶養親族に係る補償基礎額の加算額を変更することにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにした。

◇北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、北九州市議会の個人情報の保護に関する条例において引用する同法の項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにした。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例の一部改正に伴い、総務財政委員会の所管からデジタル市役所推進室の所管に属する事項を削ることにしました。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにした。

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

本市独自の仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設するため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにした。

◇北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにした。

◇北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 子の養育のための無給休暇を新設することに伴い、関係規定を改めることにしました。
- 2 北九州市立の幼稚園を廃止することに伴い、関係規定を改めることにしました。
- 3 特定任期付職員に勤勉手当を支給することに伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例施行規則

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市スポーツ施設条例の一部改正に伴い、北九州市立大谷球場に関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 自転車駐車場の供用時間及び休業日について、次のとおり改めることにしました。

区分	供用時間	休業日
有料自転車駐車場（自動入出庫機器を備えたものに限る。）	午前 0 時から午後 1 2 時まで	—
有料自転車駐車場（自動入出庫機器を備えたものを除く。）	午前 6 時から午後 1 0 時まで	1 月 1 日から同月 3 日まで
無料自転車駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時まで	—

- 2 有料自転車駐車場への自動入出庫機器の設置に伴い、使用料納入時期に係る関係規定を定めることにしました。
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正は、次のとおりです。

- 1 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する場合の所得基準について、当該額の 5 割を減額する基準については被保険者等の数に乗ずる金額を 3 0 万 5, 0 0 0 円とし、2 割を減額する基準については被保険者等の数に乗ずる金額を 5 6 万円とすることにしました。
- 2 低所得により保険料を減免する場合の所得基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を 3 0 万 5, 0 0 0 円とすることにしました。
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員の服制及び給貸与品に関する規則の一部を改正する規則

- 1 消防団員に給与している乙種衣を通年用に変更するとともに、仕様を改めることにしました。
- 2 消防団員に給与又は貸与している防寒衣、防火帽、防火衣及び作業用手袋の仕様を改めることにしました。
- 3 男性消防団員の冬（合）帽、夏帽、甲種衣冬（合）、甲種衣夏、ネクタイ、儀式用手袋及び短靴の給与対象を副分団長以上に改めることにしました。
- 4 女性消防団員に給与している甲種衣冬（合）のスカート及びバッグを廃止することにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市契約規則の一部を改正する規則

少額随意契約の基準額の見直しに伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 1 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 3 8 年北九州市
条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2
第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁
組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁
判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、
児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により
同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児
童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ
。）」を加える。

第 7 条の 3 第 1 項中「3 歳に満たない子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）
第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定
する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家
事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に
監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3
号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委
託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者
を含む。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）」を「小学校就学の始期に
達するまでの子」に改め、同条第 2 項中「第 1 0 条第 4 項」を「第 1 0 条第 5
項」に改める。

第 1 0 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1
項を加える。

4 職員（育児短時間勤務職員等を除く。）は、人事委員会規則で定める子の
養育をする必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、任
命権者の承認を得て無給休暇を受けることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成４年北九州市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「第１０条第４項」を「第１０条第５項」に改める。

（北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正）

- 3 北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成１５年北九州市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項第１号中「第１０条第４項」を「第１０条第５項」に改める

。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 2 号

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和 4 0 年北九州市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条デジタル市役所推進室の項を削り、同条政策局の項に次の 2 号を加える

。

（ 3 ） 男女共同参画社会の形成に関する事項

（ 4 ） デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項

第 1 条総務市民局の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 3 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 5 号中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、同表第 1 0 9 号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「5 0 0 平方メートル」を「3 0 0 平方メートル」に、「1 7, 0 0 0 円」を「1 9, 0 0 0 円」に、「2 6, 0 0 0 円」を「3 5, 0 0 0 円」に、「3 6, 0 0 0 円」を「6 0, 0 0 0 円」に、「5 5, 0 0 0 円」を「9 0, 0 0 0 円」に、「7 5, 0 0 0 円」を「1 3 0, 0 0 0 円」に、「1 8 0, 0 0 0 円」を「2 0 7, 0 0 0 円」に、「5 1 0, 0 0 0 円」を「5 3 6, 0 0 0 円」に改め、同号の次に次のように加える。

(1 0 9) の 2	建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の建築等の確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する	一戸建ての住宅	床面積の合計が 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 7, 0 0 0 円	ア この号の規定により算定した手数料の金額は、前号に規定する手数料の金額に加算して徴収する。 イ 床面積が 0 平方メートルの場合にあっては、この号に規定する手数料は徴収しない。 ウ 床面積の合計は、前
			床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	1 件につき 8, 0 0 0 円	
		共同住宅等	床面積の合計が 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 1 7, 0 0 0 円	
			床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 2 9, 0 0 0 円	
			床面積の合計が	1 件につき 4 7	

建築物の建築等の計画の通知のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号の特定建築行為に係る部分の工事の計画に係る確認の申請又は計画の通知に対する審査	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	,000円	号の規定により確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号の基準への適合に係る変更がある場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき64,000円	

(109) の3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「計画」という。）に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査、同法第11条第2項若しくは第12条第3項に規定する計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査又	一戸建ての住宅	床面積が0平方メートルのもの		1件につき5,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査を含む。以下この号において同じ。）の場合にあつては、1件につき2,500円）	ア 軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴収するときは、第144号に規定する手数料は、徴収しない。 イ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるものの建築物全体の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査をする場合にあつては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額
			仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	1件につき19,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき9,500円）	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき20,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあ	

は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条に規定する計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査			っては、1件につき10,000円)	及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
	仕様・計算併用法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	1件につき28,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき14,000円)	ウ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査をする場合にあっては、共同住宅等に係る手数料の金額
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき30,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき15,000円)	及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
	標準計算法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	1件につき37,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき18,500円)	エ 床面積の合計は、計画の変更の

			0 円)	場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件につき42,000 円（計画の変更に對する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1 件につき21,000 円)	
共同住宅等	床面積が0平方メートルのもの		1 件につき5,000 円（計画の変更に對する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1 件につき2,500 円)	
	仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1 件につき36,000 円（計画の変更に對する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1 件につき18,000 円)	
		床面積の合計が3	1 件につき62,000 円（計	

			00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき31,000円)
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき113,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき56,500円)
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき171,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき85,500円)
		仕様・計算併用法によ	床面積の合計が0平方メートルを超え300	1件につき56,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適

る評価を行う場合	平方メートル未満のもの	合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき28,000円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき94,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき47,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき164,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき82,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき240,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件

		につき 120,000 円)
標準 計算 法に よる 評価 を行 う場 合	床面積の 合計が 0 平方メー トルを超 え 300 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 75,000 円 (計 画の変更に対す る建築物エネル ギー消費性能適 合性判定に係る 審査の場合にあ っては、1 件に つき 37,500 円)
	床面積の 合計が 3 00 平方 メートル 以上 2, 000 平 方メー トル未満の もの	1 件につき 126,000 円 (計 画の変更に対 する建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定に係 る審査の場合に あっては、1 件 につき 63,000 円)
	床面積の 合計が 2 ,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未 満のもの	1 件につき 216,000 円 (計 画の変更に対 する建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定に係 る審査の場合に あっては、1 件 につき 108,000 円)
	床面積の	1 件につき 30

		合計が 5, 000 平方メートル以上のもの	9, 000 円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1 件につき 154, 500 円）
非住宅建築物	床面積が 0 平方メートルのもの		1 件につき 10, 000 円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1 件につき 5, 000 円）
	モデル建物法による評価を行う場合	床面積の合計が 0 平方メートルを超え 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 95, 000 円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1 件につき 47, 500 円）
		床面積の合計が 300 平方メートル	1 件につき 122, 000 円（計画の変更に対する建築物エネ

				以上 1, 000 平方メートル未満のもの	ルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1 件につき 61, 000 円)
				床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	1 件につき 160, 000 円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1 件につき 80, 000 円)
				床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	1 件につき 260, 000 円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1 件につき 130, 000 円)
				床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方	1 件につき 340, 000 円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合に

			メートル未満のもの	あつては、1件につき170,000円)
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき408,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき204,000円)
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき479,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき239,500円)
	標準入力法による評価を行う場合		床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1件につき250,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき125,000円)

				床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につき31 4,000円（ 計画の変更に対 する建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定に係 る審査の場合に あつては、1件 につき157, 000円）
				床面積の 合計が1 ,000 平方メ ートル 以上2, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につき40 5,000円（ 計画の変更に対 する建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定に係 る審査の場合に あつては、1件 につき202, 500円）
				床面積の 合計が2 ,000 平方メ ートル 以上5, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につき57 9,000円（ 計画の変更に対 する建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定に係 る審査の場合に あつては、1件 につき289, 500円）
				床面積の 合計が5 ,000	1件につき71 3,000円（ 計画の変更に対

				平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき356,500円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき843,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき421,500円)
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき961,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき480,500円)

別表第110号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「11,000円」を「23,000円」に、

「

1件につき 4,000円
1件につき

を

5, 0 0 0 円
1 件につき 3, 0 0 0 円

」

「

1 件につき 1 0, 0 0 0 円
1 件につき 1 1, 0 0 0 円
1 件につき 5, 0 0 0 円

に

」

改め、同表第 1 1 1 号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「1 0, 0 0 0 円」を「1 7, 0 0 0 円」に、「5, 0 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に改め、同表第 1 1 2 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に、「5 0 0 平方メートル」を「3 0 0 平方メートル」に、「1 3, 0 0 0 円」を「1 9, 0 0 0 円」に、「1 6, 0 0 0 円」を「2 2, 0 0 0 円」に、「2 0, 0 0 0 円」を「2 8, 0 0 0 円」に、「2 6, 0 0 0 円」を「3 8, 0 0 0 円」に、「4 3, 0 0 0 円」を「6 3, 0 0 0 円」に、「5 5, 0 0 0 円」を「8 1, 0 0 0 円」に改め、同号の次に次のように加える。

(1 1 2) の 2	建築基準法第 7 条第 1 項に規定する申請又は同法第 1 8 条第 2 0 項に規定する建築物（特定工程に係る建築物を含む。）の工事の完	一戸建ての住宅	床面積の合計が 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 1, 0 0 0 円	ア 第 1 1 2 号又は第 1 1 6 号に規定する手数料は、この号に規定する手数料とは別に算定する。 イ 床面積が 0 平方メートルの場合にあっては、この号に規定する手
			床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	1 件につき 2, 0 0 0 円	
		共同住宅等	床面積の合計が 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 3, 0 0 0 円	

了検査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に適合していることの検査		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき6,000円	数料は徴収しない。 ウ 検査に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が提出された場合は、当該書類の対象である部分の面積は、床面積の合計に算入しないものとする。
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき10,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき15,000円	
	非住宅建築物	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1件につき4,000円	エ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるものの建築物全体の検査をする場合にあっては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき6,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき8,000円	
		床面積の合計が2,000平方	1件につき12,000円	

		メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		の金額を合算した金額とする。
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 16,000 円	オ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が 2 以上であるものの建築物全体の検査をする場合にあっては、共同住宅等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 20,000 円	
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 23,000 円	

別表第 113 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 18 条第 16 項の規定に基づく」を「第 18 条第 20 項に規定する」に、「15,000 円」を「30,000 円」に、

「

1 件につき 8,000 円

を

「

1 件につき 20,000 円

に

改め、同表第 114 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 18 条第 16 項の規定に基づく」を「第 18 条第 20 項に規定する」に、「11,000 円」を「20,000 円」に改め、同表第 115 号中「から前号まで」を「、第 110 号から第 112 号まで、第 113 号及び前号」に改め、

同表第 1 1 6 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に、「5 0 0 平方メートル」を「3 0 0 平方メートル」に、「1 2, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に、「1 5, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に、「1 9, 0 0 0 円」を「2 6, 0 0 0 円」に、「2 5, 0 0 0 円」を「3 7, 0 0 0 円」に、「4 1, 0 0 0 円」を「6 1, 0 0 0 円」に、「5 2, 0 0 0 円」を「7 6, 0 0 0 円」に改め、同表第 1 1 7 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に、

「	<table><tr><td>1 件につき 1 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 件につき 8, 0 0 0 円</td></tr></table>	1 件につき 1 2, 0 0 0 円	1 件につき 8, 0 0 0 円	を
1 件につき 1 2, 0 0 0 円				
1 件につき 8, 0 0 0 円				
」				
「	<table><tr><td>1 件につき 1 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 件につき 8, 0 0 0 円</td></tr></table>	1 件につき 1 2, 0 0 0 円	1 件につき 8, 0 0 0 円	に
1 件につき 1 2, 0 0 0 円				
1 件につき 8, 0 0 0 円				
」				

改め、同表第 1 1 8 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 9 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 8 項に規定する」に、「5 0 0 平方メートル」を「3 0 0 平方メートル」に、「1 2, 0 0 0 円」を「1 9, 0 0 0 円」に、「1 5, 0 0 0 円」を「2 3, 0 0 0 円」に、「1 9, 0 0 0 円」を「3 0, 0 0 0 円」に、「2 4, 0 0 0 円」を「3 8, 0 0 0 円」に、「4 0, 0 0 0 円」を「4 3, 0 0 0 円」に、「5 0, 0 0 0 円」を「5 3, 0 0 0 円」に改め、同表第 1 1 9 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 9 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 8 項に規定する」に、

「	<table><tr><td>1 件につき 1 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 件につき 8, 0 0 0 円</td></tr></table>	1 件につき 1 2, 0 0 0 円	1 件につき 8, 0 0 0 円	を
1 件につき 1 2, 0 0 0 円				
1 件につき 8, 0 0 0 円				
」				

1 件につき 1 2 , 0 0 0 円	に
1 件につき 8 , 0 0 0 円	

改め、同表第 1 2 0 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 9 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 8 項に規定する」に改め、同表第 1 2 0 号の 2 中「（平成 1 1 年法律第 8 1 号）」を削り、同表第 1 2 0 号の 5 及び第 1 2 0 号の 6 を次のように改める。

(1 2 0 の 5	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下この号において「計画」という。）の認定の申請に対する審査、同法第 5 5 条第 1 項に規定する計画の変更の認定の申請に対する審査又は都市の	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機	一戸建ての住宅		1 件につき 5 , 0 0 0 円（計画の変更の認定の申請に対する審査（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査を含む。以下この号において同じ。）の場合にあっては、1 件につき 2 , 5 0 0 円）	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定により当該計画が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合（都市の低炭素化の促進に関
			共	床面積の合計が 3	1 件につ	

低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	関をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第1	同住宅等	00平方メートル未満のもの	き10,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円）	する法律第55条第2項において準用する場合を含む。）にあつては、第109号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。 イ 軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴収するときは、第144号に規定する手数料は、徴収し
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき22,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき11,000円）	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき49,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合	

4 条 第 1 項に 規定 する 登録 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 判定 機関 をい う。以下 この 号及 び次 号に おい て同 じ。）に よる 適合 証（ 当該 計画 が都 市の 低炭			合にあつては、1 件につき 24,500 円)	ない。 ウ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が 1 であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあっては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 88,000 円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1 件につき 44,000 円)	
	非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 10,000 円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1 件につき 5,000 円)	エ 住宅と非住宅が複合して
		床面積の合計が 300 平方メートル	1 件につ き 18,	

		素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合していることを証する書類をいう。以下この号において同じ。)を提出する場	以上1,000平方メートル未満のもの	000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき9,000円)	いる建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあっては、共同住宅等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。 オ 床面積の合計は、計画の変更の場合にあつては、当該計画の
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき29,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき14,500円)	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき88,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつ	

合			ては、1 件につき 44,000円)	変更に係 る部分の 床面積（ 床面積の 増加する 部分にあ っては、 当該増加 する部分 の床面積 ）につい て算定す る。
	床面積の合計が5 ，000平方メー トル以上10，0 00平方メートル 未満のもの		1件につ き140 ，000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き70， 000円 ）	
	床面積の合計が1 0，000平方メ ートル以上25， 000平方メー トル未満のもの		1件につ き177 ，000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き88， 500円 ）	
	床面積の合計が2		1件につ	

		5,000平方メートル以上のもの		き221,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき110,500円）
登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能判定機関による適合証を提出しない	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき19,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき9,500円）
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき20,000円（計画の変更の認定の申請に対する

		場合			審査の場合 にあつては、1 件につき 10,000円)
			誘導仕 様・計 算併用 法によ る評価 を行う 場合	床面積の 合計が2 00平方 メートル 未満のも の	1件につ き28, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 14,000円)
				床面積の 合計が2 00平方 メートル 以上のも の	1件につ き30, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 15,000円)
			標準計	床面積の	1件につ

			算法による評価を行う場合	合計が200平方メートル未満のもの	き37,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,500円)
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき42,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき21,000円)
	共同住宅等	誘導仕様基準による評価を行う場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき36,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,000円)

				合計が 5 、 0 0 0 平方メー トル以上 のもの	き 1 7 1 、 0 0 0 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 8 5 , 5 0 0 円 ）
			誘導仕 様・計 算併用 法によ る評価 を行う 場合	床面積の 合計が 3 0 0 平方 メートル 未満のも の	1 件につ き 5 6 , 0 0 0 円 （計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあっ ては、1 件につき 2 8 , 0 0 0 円）
				床面積の 合計が 3 0 0 平方 メートル 以上 2 , 0 0 0 平 方メート	1 件につ き 9 4 , 0 0 0 円 （計画の 変更の認 定の申請 に対する

					ル未満のもの	審査の場合 にあつては、1 件につき 47,000円)
					床面積の 合計が2 ,000 平方メー トル以上 5,000平方メ ートル未 満のもの	1件につ き164 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ つては、 1件につ き82, 000円)
					床面積の 合計が5 ,000 平方メー トル以上 のもの	1件につ き240 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ つては、 1件につ き120 ,000

					円)
				標準計 算法に よる評 価を行 う場合	床面積の 合計が3 00平方 メートル 未満のも の
					1件につ き75, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあっ ては、1 件につき 37,5 00円)
					床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上2, 000平 方メー トル未 満のも の
					1件につ き126 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き63, 000円)
					床面積の 合計が2 ,000 平方メ ートル 以上
					1件につ き216 ,000 円(計画 の変更の

		5, 0 0 0 平方メ ートル未 満のもの	認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き1 0 8 , 0 0 0 円)
		床面積の 合計が5 , 0 0 0 平方メー トル以上 のもの	1 件につ き3 0 9 , 0 0 0 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き1 5 4 , 5 0 0 円)
	非 住 宅 建 築 物	モデル 計算法 による 評価を 行う場 合	1 件につ き9 5, 0 0 0 円 （計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあっ ては、1

					件につき 47,500円)
				床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につ き122 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1件につ き61, 000円)
				床面積の 合計が1 ,000 平方メー トル以上 2,00 0平方メ ートル未 満のもの	1件につ き160 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1件につ き80, 000円)
				床面積の 合計が2	1件につ き260

					, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メ ートル未 満のもの	, 0 0 0 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き1 3 0 , 0 0 0 円）
					床面積の 合計が5 , 0 0 0 平方メー トル以上 1 0, 0 0 0 平方 メートル 未満のも の	1 件につ き3 4 0 , 0 0 0 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き1 7 0 , 0 0 0 円）
					床面積の 合計が1 0, 0 0 0 平方メ ートル以 上2 5, 0 0 0 平	1 件につ き4 0 8 , 0 0 0 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す

				方メートル未満のもの	る審査の場合にあつては、 1件につき204,000円)
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき479,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、 1件につき239,500円)
			標準入力法による評価を行う場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき250,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、 1件につき125

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メ ートル未 満のもの	円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 2 8 9 , 5 0 0 円）
					床面積の 合計が 5 , 0 0 0 平方メー トル以上 1 0, 0 0 0 平方 メートル 未満のも の	1 件につ き 7 1 3 , 0 0 0 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 3 5 6 , 5 0 0 円）
					床面積の 合計が 1 0, 0 0 0 平方メ ートル以 上 2 5, 0 0 0 平 方メート	1 件につ き 8 4 3 , 0 0 0 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の

					ル未満のもの	場合にあつては、 1 件につき 4 2 1 , 5 0 0 円)	
					床面積の合計が 2 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件につき 9 6 1 , 0 0 0 円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、 1 件につき 4 8 0 , 5 0 0 円)	
(1 2 0) の 6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 9 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「計画」	登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能判定	一戸建ての住宅		1 件につき 5 , 0 0 0 円（計画の変更の認定の申請に対する審査（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 0 条第 2 項の規定により当該計画が建築基準法第 6 条第 1	

	という。)の認定の申請に対する審査、同法第31条第1項に規定する計画の変更の認定の申請に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	機関による適合証(当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる認定基準に適合していることを証す		審査を含む。以下この号において同じ。)の場合にあつては、1件につき2,500円)	項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する場合を含む。)にあつては、第109号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。 イ 軽微な変更に関する証明
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円)
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき22,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1

				件につき 11,000円)	書の交付 の申請に 対する審 査につい て、この 号に規定 する手数 料を徴収 するとき は、第144号に 規定する 手数料は 、徴収し ない。 ウ 住宅と
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき49,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき24,500円)	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき88,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき44,000円)	
		非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円 (計画の	非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあつては、一戸

				の	変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円)	建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき18,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき9,000円)	エ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあつては、共同住宅等に係る手数料の金額及び
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき29,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき	

					14,500円)	非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき88,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき44,000円）	オ 床面積の合計は、計画の変更の場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき140,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき70,000円）	
				床面積の合計が10,000平方メートル以	1件につき177,000円（計画	

			上 2 5 , 0 0 0 平方メ ートル未満 のもの	の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 8 8 , 5 0 0 円)
			床面積の合 計が 2 5 , 0 0 0 平方 メートル以 上のもの	1 件につ き 2 2 1 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 1 1 0 , 5 0 0 円)
登録 住宅 性能 評価 機関 又は 建築 物エ ネル	一 戸 建 て の 住 宅	誘 導 仕 様 基 準 に よ る	床面積の合 計が 2 0 0 平方メート ル未満のも の	1 件につ き 1 9 , 0 0 0 円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ

		ギー 消費 性能 判定 機関 による適合証を提出しない場合	評価を行う場合		ては、1 件につき 9, 50 0円)
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき20,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき10,000円)
			誘導仕様・計算併用法による評価を	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき28,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき14,000円)
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき30,000円

				行 う 場 合	ル以上のもの	(計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 15,000 円)
				標 準 計 算 法 に よ る 評 価 を 行 う 場 合	床面積の合 計が200 平方メー トル未満のもの	1件につ き37, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 18,500 円)
					床面積の合 計が200 平方メー トル以上のもの	1件につ き42, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1

			件につき 21,000円)
共同住宅等	誘導仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき36,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,000円)
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき62,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき31,000円)
		床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件につき113,000円(計画

				5, 000 平方メートル未満のもの	の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き56, 500円)
				床面積の合 計が5, 0 00平方メ ートル以上 のもの	1件につ き171 , 000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き85, 500円)
			誘 導 仕 様 ・ 計 算 併 用	床面積の合 計が300 平方メー トル未満 のもの	1件につ き56, 000円 （計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ

				法による評価を行う場合		ては、1件につき28,000円)
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき94,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき47,000円)
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき164,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき82,000円)
					床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき240,000円)

				00平方メートル以上のもの	, 000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき120, 000円）
			標準計算法による評価を行う場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき75, 000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき37, 500円）
				床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件につき126, 000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の

						場合にあ っては、 1 件につ き 6 3 , 0 0 0 円)
					床面積の合 計が 2 , 0 0 0 平方メ ートル以上 5 , 0 0 0 平方メート ル未満のも の	1 件につ き 2 1 6 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 1 0 8 , 0 0 0 円)
					床面積の合 計が 5 , 0 0 0 平方メ ートル以上 のもの	1 件につ き 3 0 9 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 1 5 4 , 5 0 0

			円)
非 住 宅 建 築 物	モ デ ル 計 算 法 に よ る 評 価 を 行 う 場 合	床面積の合 計が300 平方メート ル未満のも の	1件につ き95, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあっ ては、1 件につき 47,5 00円)
		床面積の合 計が300 平方メート ル以上1, 000平方 メートル未 満のもの	1件につ き122 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き61, 000円)
		床面積の合 計が1,0 00平方メ ートル以上 2,000	1件につ き160 ,000 円(計画 の変更の

					平方メートル未満のもの	認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき80,000円)
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき260,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき130,000円)
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき340,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、

					1 件につ き 1 7 0 , 0 0 0 円)
				床面積の合 計が 1 0 , 0 0 0 平方 メートル以 上 2 5 , 0 0 0 平方メ ートル未満 のもの	1 件につ き 4 0 8 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 2 0 4 , 0 0 0 円)
				床面積の合 計が 2 5 , 0 0 0 平方 メートル以 上のもの	1 件につ き 4 7 9 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 2 3 9 , 5 0 0 円)
			標	床面積の合	1 件につ

				準 入 力 法 に よ る 評 価 を 行 う 場 合	計が 3 0 0 平方メート ル未満のも の	き 2 5 0 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 1 2 5 , 0 0 0 円)
					床面積の合 計が 3 0 0 平方メート ル以上 1 , 0 0 0 平方 メートル未 満のもの	1 件につ き 3 1 4 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1 件につ き 1 5 7 , 0 0 0 円)
					床面積の合 計が 1 , 0 0 0 平方メ ートル以上 2 , 0 0 0 平方メート	1 件につ き 4 0 5 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申

					ル未満のもの	請に対する審査の場合にあつては、 1件につき202,500円)
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき579,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、 1件につき289,500円)
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき713,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、 1件につ

						き 3 5 6 ， 5 0 0 円)
					床面積の合計が 1 0， 0 0 0 平方メートル以上 2 5， 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 8 4 3 ， 0 0 0 円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、 1 件につき 4 2 1 ， 5 0 0 円)
					床面積の合計が 2 5， 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件につき 9 6 1 ， 0 0 0 円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、 1 件につき 4 8 0 ， 5 0 0 円)

別表第 1 2 0 号の 7 から第 1 2 0 号の 9 までを削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 7 5 号の改正

規定、同表第 1 1 2 号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第 1 1 3 号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第 1 1 4 号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第 1 1 6 号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第 1 1 7 号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 0 項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第 1 1 8 号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 9 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 8 項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第 1 1 9 号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 1 8 条第 1 9 項の規定に基づく」を「第 1 8 条第 2 8 項に規定する」に改める部分に限る。）及び同表第 1 2 0 号の改正規定は、公布の日から施行する

。

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 4 号

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例

(設置)

第 1 条 北九州市がモーターボート競走法（昭和 2 6 年法律第 2 4 2 号）の規定により行うモーターボート競走事業（以下「モーターボート競走事業」という。）の収益金を活用し、まちの成長及び発展に資する公共施設の付加価値を高める整備事業及び当該事業に係る公債の償還（以下「公共施設の整備事業等」という。）に係る経費の財源の確保を図るため、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第 2 条 基金は、モーターボート競走事業の収益金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、公共施設の整備事業等に係る経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、公共施設の整備事業等に係る経費に充てるため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 5 号

北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例
(北九州市市税条例の一部改正)

第 1 条 北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 8 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

(北九州市宿泊税条例の一部改正)

第 2 条 北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改め、同条第 2 項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 6 号

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年北九州市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 6 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第 3 5 条第 6 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付 則

（施行期日）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 7 号

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 2 0 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 1 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 2 条—第 2 5 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 6 条・第 2 7 条）

第 3 章 雑則（第 2 8 条・第 2 9 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備及び運営の向上等）

第 4 条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、北九州市社会福祉審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画

に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員の資質を向上させるための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施

設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（内部の規程）

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事項について規程を設けなければならない。

- （1） 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- （2） 提供する乳児等通園支援の内容
- （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （4） 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- （5） 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- （6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- （7） 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(1 0) 虐待の防止のための措置に関する事項

(1 1) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関して重要な事項

(帳簿の整備)

第 1 7 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 1 8 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第 1 9 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(暴力団員等の排除)

第 2 0 条 乳児等通園支援事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該乳児等通園支援事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（法第 3 4 条の 1 5 第 3 項第 4 号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。））又は当該乳児等通園支援事業所の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等をその乳児等通園支援事業所の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。

(3) 暴力団員等によりその乳児等通園支援事業所の運営が支配を受けて

いると認められること。

(4) 当該乳児等通園支援事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該乳児等通園支援事業所の管理者が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

(5) 当該乳児等通園支援事業者又は当該乳児等通園支援事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（法第6条の3第7項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児に利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室のいずれか及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ3.3平方メートル以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児に利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室のいずれか及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階 以 上 の 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段のうち建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分の構造は、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、当該施設及び設備のいずれかから保育室等までの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の数が3人以下の場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）第50条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 保育所 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（保育所に係るものに限る。）

（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）に定める要件

（3） 幼保連携型認定こども園 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）に定める基準

（4） 家庭的保育事業等を行う事業所 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条及び第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認

識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年5月31日までの間における第20条第5号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 8 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年北九州市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 1 項本文中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 4 7 条第 2 号中「市町村等」を「市等」に改め、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 5 9 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 2 項中「家庭支援専門相談員」の次に「は」を加える。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 4 7 条第 2 号の改正規定（「市町村等」を「市等」に改める部分に限る。）及び同条例第 5 9 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 9 号

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 8 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 0 号

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 3 条第 1 項（）」を「第 1 0 条の 5 若しくは第 1 3 条（）」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第 1 3 条第 1 項の」を「これらの」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 1 号

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州市スポーツ施設条例（平成 2 0 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の球場の項中

北九州市立若松球場	北九州市若松区響南町 5 番	を
北九州市立大谷球場	北九州市八幡東区大谷一丁目 2 番 1 5 号	

「	北九州市立若松球場	北九州市若松区響南町 5 番	」に
---	-----------	----------------	----

改める。

別表第 2 の球場の野球場使用料の専用の項中

「	<table><tr><td>若松球場</td></tr><tr><td>大谷球場</td></tr></table>	若松球場	大谷球場	を
若松球場				
大谷球場				

「	若松球場	」に
---	------	----

改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 2 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条中「別表第 6」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表」に改め、同条に次の各号を加える。

（１） 有料の自転車駐車場（以下「有料自転車駐車場」という。） 別表第 6

（２） 無料の自転車駐車場 別表第 6 の 2

第 3 1 条及び第 3 2 条中「自転車駐車場」を「有料自転車駐車場」に改める。
。

別表第 6 中

「	〃 徳力嵐山口自転車駐車場	〃 〃 徳力六丁目 9 番	
	〃 若松駅前自転車駐車場	〃 若松区白山一丁目 1 8 番	を
	〃 若松渡船場前自転車駐車場	〃 〃 本町一丁目 1 0 番	」

「	〃 徳力嵐山口自転車駐車場	〃 〃 徳力六丁目 9 番	に、
			」

「	〃 黒崎駅前自転車駐車場	〃 〃 黒崎三丁目 7 番	
	〃 陣原北自転車駐車場	〃 〃 夕原町 1 番	
	〃 陣原南自転車駐車場	〃 〃 陣原三丁目 2 3 番	を
	〃 本城駅前自転車駐車場	〃 〃 力丸町 2 5 番	」

「	〃	黒崎駅前自転車駐車場	〃	〃	黒崎三丁目 7 番	」
---	---	------------	---	---	-----------	---

改め、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 の 2 （第 3 0 条関係）

名 称	位 置
北九州市立若松駅前自転車駐車場	北九州市若松区白山一丁目 1 8 番
北九州市立若松渡船場前自転車駐車場	北九州市若松区本町一丁目 1 0 番
北九州市立陣原北自転車駐車場	北九州市八幡西区夕原町 1 番
北九州市立陣原南自転車駐車場	北九州市八幡西区陣原三丁目 2 3 番
北九州市立本城駅前自転車駐車場	北九州市八幡西区力丸町 2 5 番

別表第 7 の注書中「やむを得ない事情があると認められる」を「市長が必要があると認める」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 3 号

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

3 0 年 以 上
9 7 9 , 0 0 0 円
9 0 9 , 0 0 0 円
8 4 9 , 0 0 0 円
8 0 9 , 0 0 0 円
7 3 4 , 0 0 0 円
6 8 9 , 0 0 0 円

を

3 0 年 以 上 3 5 年 未 満	3 5 年 以 上
9 7 9 , 0 0 0 円	1 , 0 7 9 , 0 0 0 円
9 0 9 , 0 0 0 円	1 , 0 0 9 , 0 0 0 円
8 4 9 , 0 0 0 円	9 4 9 , 0 0 0 円
8 0 9 , 0 0 0 円	9 0 9 , 0 0 0 円
7 3 4 , 0 0 0 円	8 3 4 , 0 0 0 円
6 8 9 , 0 0 0 円	7 8 9 , 0 0 0 円

に

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 4 号

北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例

北九州市水道法施行条例（平成 2 4 年北九州市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「）の」を「）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「この号及び次条第 2 号において」を削り、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（6） 前号に規定する学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 前号に規定する学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第4条第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 5 号

北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部を改正する条例

(北九州市水道条例の一部改正)

第 1 条 北九州市水道条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 0 条及び第 4 0 条の 2 各項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

(北九州市馬島水道施設条例の一部改正)

第 2 条 北九州市馬島水道施設条例（平成 1 5 年北九州市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「第 3 0 条」の次に「、第 3 1 条、第 3 3 条」を加える。

第 2 0 条及び第 2 1 条各項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 6 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成 2 8 年北九州市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 3 項中「、第 1 9 条及び第 3 9 条から第 4 2 条まで」を「及び第 1 9 条」に改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第 2 条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年北九州市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 4 項中「、第 1 9 条並びに第 3 9 条から第 4 2 条まで」を「並びに第 1 9 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 7 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 2 8 年北九州市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 0 条第 1 項中「3 歳に満たない子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 2 項中「第 1 4 条第 4 項」を「第 1 4 条第 5 項」に改める。

第 1 4 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 教職員（育児短時間勤務教職員等を除く。）は、人事委員会規則で定める子の養育をする必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、教育委員会の承認を得て無給休暇を受けることができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年北九州市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 0 条第 2 項中「第 1 4 条第 4 項」を「第 1 4 条第 5 項」に改める。
(北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)
- 3 北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 1 5 年北九州市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 3 項第 1 号中「第 1 4 条第 4 項」を「第 1 4 条第 5 項」に改める。
。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 8 号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 4 条の 9 中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

第 2 0 条の 4 第 1 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 2 項後段中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 3 項後段中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 3 条、第 1 4 条の 9、第 2 0 条及び第 2 0 条の 4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 9 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号本文中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 2 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「1 2, 5 0 0 円」を「1 2, 9 0 0 円」に、「1 3, 3 5 0 円」を「1 3, 7 0 0 円」に、「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に、「1 0, 8 0 0 円」を「1 1, 3 0 0 円」に、「1 1, 6 5 0 円」を「1 2, 1 0 0 円」に、「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に、「9, 9 5 0 円」を「1 0, 5 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第 3 条第 1 項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 2 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 0 号

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年北九州市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項の表以外の部分中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、」を「、報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 1 条第 2 項及び第 3 8 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条第 5 項の表以外の部分、第 1 7 条第 2 項第 1 号ア、第 1 8 条第 1 項及び第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 3 8 条第 2 項、第 4 7 条並びに第 4 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 1 号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和 5 1 年北九州市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務財政委員会の項中 「市長公室の所管に属する事項
デジタル市役所推進室の所管に属する事項」

を「市長公室の所管に属する事項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条の規定により設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の第 2 条の規定により設置される総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、北九州市議会委員会条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の第 2 条の規定により設置された総務財政委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条の規定により設置された総務財政委員会に付託されている事件は、改正後の第 2 条の規定により設置される総務財政委員会に付託されたものとみなす。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 1 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 5 条の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 4 条の 5 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 1 0 条を次のように改める。

（子育て部分休暇）

第 1 0 条 条例第 1 0 条第 4 項の人事委員会規則で定める子は、次に掲げる子とする。

（１） 満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子

（２） 児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児である子で、満 1 2 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるもの

2 子育て部分休暇（条例第 1 0 条第 4 項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。）は、職員が前項各号に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。

3 子育て部分休暇の期間は、第 1 項各号に掲げる子の養育をするために必要と認められる期間とする。

4 子育て部分休暇は、3 0 分単位とし、1 日を通じ 2 時間を超えない範囲内

の時間とする。

第10条の2第1項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第4条の5第3項各号」を「第4条の5第2項各号」に、「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

第10条の3第1項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

第11条第1項中「第10条第5項」を「第10条第6項」に改める。

第13条第1項中「有給休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加え、同条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「以下」を「次項において」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 第1項の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇を受けようとする期間（次項において「部分休暇付与期間」という。）について、任命権者の承認を受けなければならない。

6 職員が前項の規定により第10条第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、当該子に係る障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）を提出しなければならない。ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた職員が当該部分休暇付与期間に引き続く部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと任命権者が認めたときは、この限りでない。

7 育児休業法第5条及び第16条並びに北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）第14条の規定は、子育て部分休暇について準用する。

別表第3の10の項中「第7条の3第1項」を「第5条」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 2 号

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年北九州市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項本文中「子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により会計年度任用職員等が当該会計年度任用職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員等が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員等に委託されている児童及び同条第 1 号に規定する養育里親である会計年度任用職員等（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員等に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童を含む。次項、第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条第 1 項において同じ。）」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「3 歳に満たない子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により会計年度任用職員等が当該会計年度任用職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員等が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員等に委託されている児童及び同条第 1 号に規定する養育里親である会計年度任用職員等（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員等に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 16 条第 2 項中「及び」を「、」に改め、「）」の次に「及び病気休暇」を加え、同条第 3 項中「、病気休暇」を削る。

別表第 3 の 9 の項中「第 12 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 3 号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 5 号中「昭和 3 8 年北九州市規則第 1 4 号）」の次に「第 1 0 条第 2 項に規定する子育て部分休暇（第 9 号において「子育て部分休暇」という。）、同規則」を加え、「又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇」を削り、同項中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（ 9 ） 子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が 3 0 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第 1 4 条第 3 項第 4 号中「第 1 0 条第 5 項」を「第 1 0 条第 6 項」に改める

。

別表第 1 の教育職給料表（ 2 ）の項を削る。

別表第 2 の教育職給料表（ 2 ）の項を削り、同表の備考を同表の備考第 1 項とし、同表の備考に次の 1 項を加える。

2 特定任期付職員のうちこの表の職員の欄に掲げる職員のいずれかに相当するものとして市長が定める職員については、当該相当する職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「印」を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 4 号

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例施行規則

(基金の管理)

第 1 条 北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金（以下「基金」という。）は、財政・変革局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第 2 条 北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例（令和 7 年北九州市条例第 1 4 号）第 5 条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度財政・変革局長が定める。

(帳簿)

第 3 条 財政・変革局長は、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、財政・変革局長が定める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 5 号

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成 2 0 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の照明設備の項中

若松球場		3 0 分又はその端数ごとに 2 , 2 0 0 円	を
大谷球場	照明設備の全部を使用するとき	3 0 分又はその端数ごとに 7 0 0 円	
	照明設備の一部を使用するとき	3 0 分又はその端数ごとに 6 0 0 円	

若松球場	3 0 分又はその端数ごとに 2 , 2 0 0 円	に
------	-------------------------------	---

改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 6 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「自転車駐車場」を「有料自転車駐車場」に改め、同項第 2 号中「自転車駐車場名」を「有料自転車駐車場名」に改め、同条第 4 項中「自転車駐車場」を「有料自転車駐車場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動入出庫機器を備えた有料自転車駐車場においては、この限りでない。

第 1 6 条第 5 項中「自転車駐車場」を「有料自転車駐車場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動入出庫機器を備えた有料自転車駐車場においては、この限りでない。

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

6 条例別表第 7 の注書に規定する市長が必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（１） 出庫の際に使用料の全額を納入する自動入出庫機器を備えた有料自転車駐車場を使用したとき。

（２） 前号に掲げる場合のほか、許可を受けた者がやむを得ない事情により、あらかじめ許可を受けた期間を超えて使用したとき。

別表第 5 中

「 自転車駐車場	午前 6 時から午後 1 0 時まで	1 月 1 日から同月 3 日まで	を
----------	--------------------	-------------------	---

「 有料自転車駐車場（ 自動入出庫機器を備 えたものに限る。）	午前 0 時から午後 1 2 時まで	—	
有料自転車駐車場（	午前 6 時から午後 1 0	1 月 1 日から同月 3 日	に

自動入出庫機器を備えたものを除く。)	時まで	まで
無料自転車駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時まで	—

改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 7 号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号ア及びイ以外の部分中「2 9 万 5 , 0 0 0 円」を「3 0 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「5 4 万 5 , 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「2 9 万 5 , 0 0 0 円」を「3 0 万 5 , 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 8 条及び第 1 0 条の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市消防団員の服制及び給貸与品に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 8 号

北九州市消防団員の服制及び給貸与品に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員の服制及び給貸与品に関する規則（昭和 4 9 年北九州市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の防火帽のヘルメットの製式の項中「P - 3 型」を「かぶと型」に、「あごひもは」を「顎ひもは、」に改め、同表の防火帽のヘルメットのき章の項中「つけ、後面」を「付け、側面」に、「図」を「、図」に改め、同表の防火帽のしころの製式の項中「保安帽」を「ヘルメット」に改め、同表の乙種衣の項中

「	冬 (合)	上 衣	地質	冬（合）略帽と同様とする。
			製式	カッター式長そでとする。 形状は、図のとおりとする。
				後面 背部にヨークをとり、ヨーク下の左右に折返しをとる。 形状は、図のとおりとする。
			肩章	外側の端を肩の縫い目に縫い込み、えり側をボタンで留める。
			名札	地質と同様の地台とし、消防団名、分団名及び姓を銀色でししゅうする。 名札は、左胸上部に縫い付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
			階級章	甲種衣冬（合）と同様とする。
	ズ ボン	地質	地質	上衣と同様とする。
			製式	長ズボンとし、ポケットは、前面右側、両わき及び後面左右に各 1 個とする。 形状は、図のとおりとする。
夏	上 衣	地質	地質	夏略帽と同様とする。
			製式 前面	乙種衣冬（合）と同様とする。

を

	式		形状は、図のとおりとする。
		後面	背部にヨークをとり、ヨーク下から胴線まで布を縫い合わせず、縫い残し穴をとる。 形状は、図のとおりとする。
		肩章	乙種衣冬（合）と同様とする。
		名札	
	階級章		乙種衣冬（合）と同様とする。
	ズボン	地質	上衣と同様とする。
		製式	乙種衣冬（合）と同様とする。

上衣	地質		略帽と同様とし、後面上部にオレンジ色を配する。
	製式	前面	シャツカラーの長袖とする。 形状は、図のとおりとする。
		後面	オレンジ色を配した部分に所属消防団を表示する。 形状は、図のとおりとする。
		肩章	外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側をボタンで留める。
		名札	地質と同様の地台とし、消防団名、分団名及び姓を銀色でししゅうする。 名札は、左胸上部にマジックテープで付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	階級章		甲種衣冬（合）と同様とする。
ズボン	地質		上衣と同様とする。
	製式		長ズボンとし、両脇、両もも側面及び後面左右に各 1 個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。

改め、同表の防火衣の地質の項中「する」を「し、一部にオレンジ色を配する」に改め、同表の防火衣の項中

えりはスタンドカラーで半コート型ベルト付きとする。

そで、肩及びそれらの前後に耐衝撃パットを付け、前合わせは、ファスナー及びマジックテープで留め、ポケットは左右両側に共生地で雨ふた付アウトポケットとする。
形状は、図のとおりとする。

を

スタンドカラーの半コート型ベルト付きとする。
前合わせは、ファスナー及びマジックテープで留め、ポケットは左右両側に各1個を付け、蓋を付ける。
反射布を胸部及び背部の一部、両袖口並びに裾回りに縫い付ける。
背部に銀色で上段に「V o l u n t e e r F i r e C o r p s」、中段に「消防団」、下段に「k i t a k y u s h u」と表示する。
形状は、図のとおりとする。

に

改め、同表の防寒衣の項中

一重えりとし、内側はトリコットの起毛を付ける。
フードは、ファスナーで脱着式とする。
ポケットは、腰部左右に各1個、右胸に1個を付け、ふたを付ける。
前立て内側はファスナー式とし、表側はドットボタン7個で留める。
後背部に赤色で「北九州市消防団」と表示する。
形状は、図のとおりとする。

を

スタンドカラーとし、脱着式フード付きとする。
前立ては、二重構造とし、ファスナー及びド

トボタンで留める。

ポケットは、胸部及び腰部左右に各 1 個を付け、蓋を付ける。

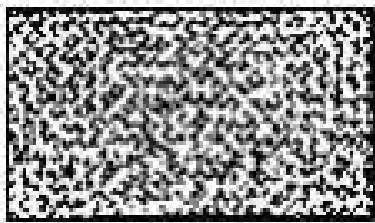
背部に銀色で上段に「V o l u n t e e r
F i r e C o r p s」、中段に「消防団」、
下段に「k i t a k y u s h u」と表示する。

形状は、図のとおりとする。

に

改め、同表のバンドの項中「乙種衣冬（合）又は乙種衣夏」を「乙種衣」に改め、同表の作業用手袋の項中「する」を「し、手掌部に耐切創性の機能を有するものとする」に改め、同表の図の周章の項中

「 部長及び班長

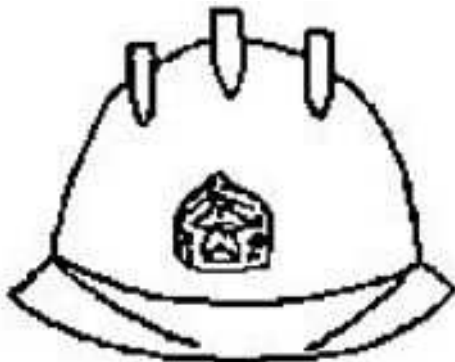


を

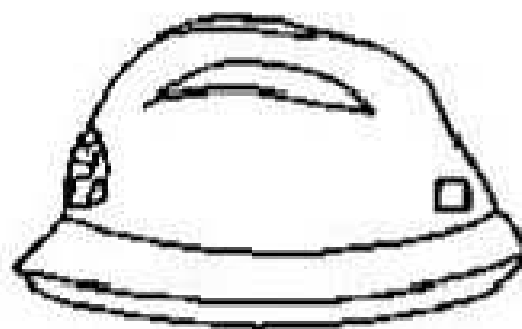
削り、同表の図の防火帽の項中

「

前面



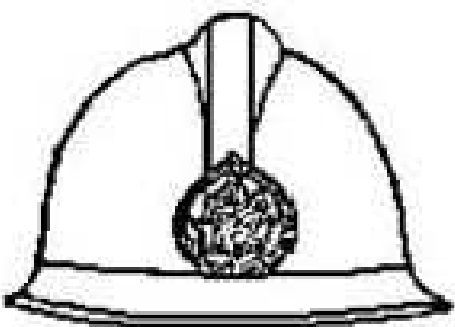
側面



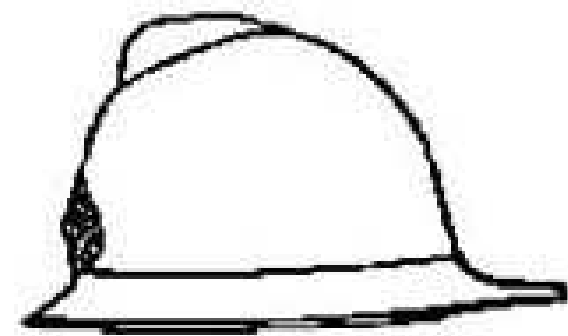
を

「

前面



側面

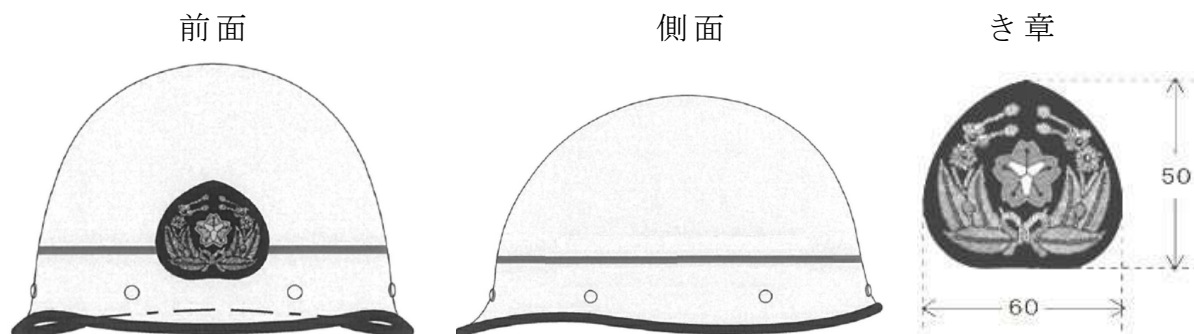


に

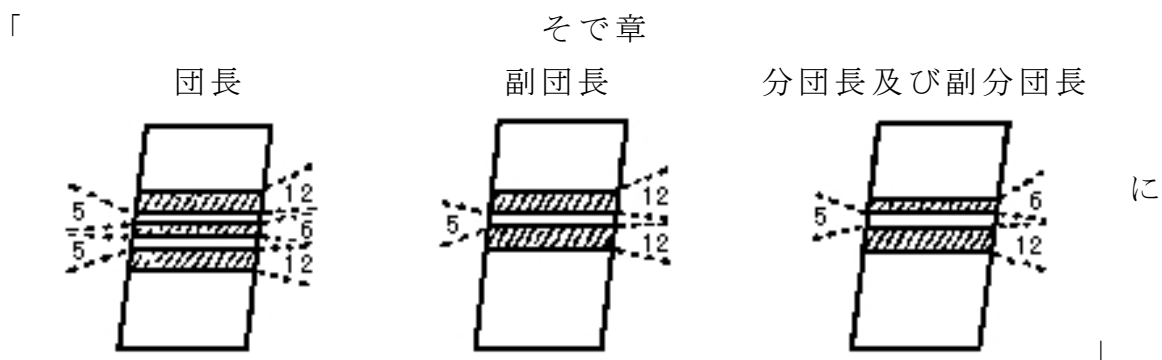
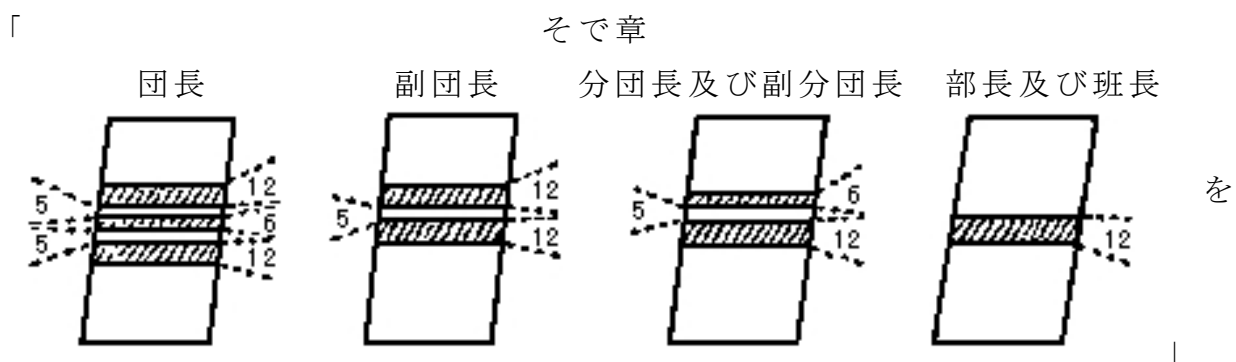
」

改め、同項の次に次のように加える。

保安帽



別表第1の図の甲種衣冬（合）の項中



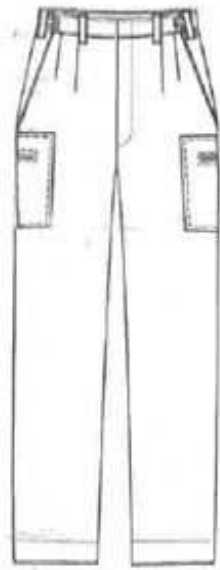
改め、同表の図の乙種衣冬（合）の項を次のように改める。

乙種衣

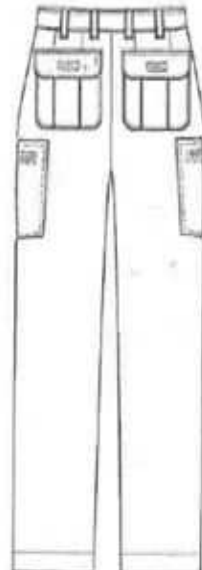


ズボン

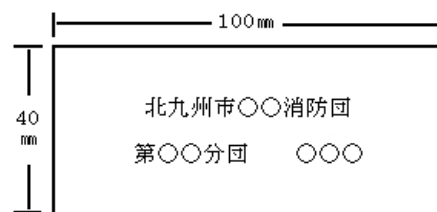
前面



後面



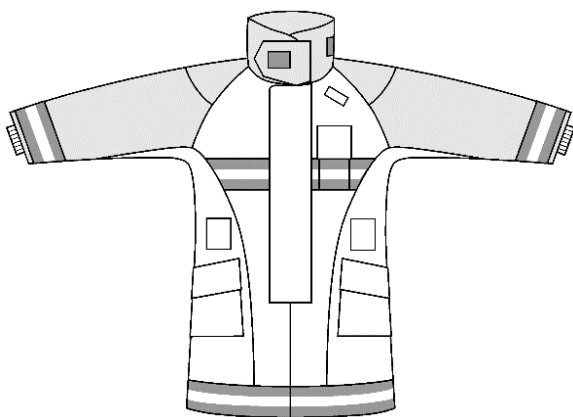
名札



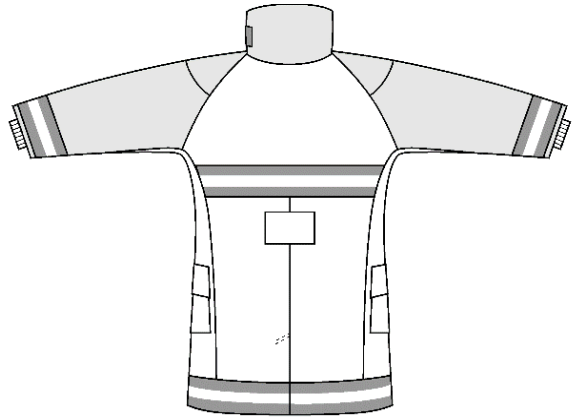
別表第 1 の図の乙種衣夏の項を削り、同表の図の防火衣の項を次のように改める。

防火衣

前面



後面



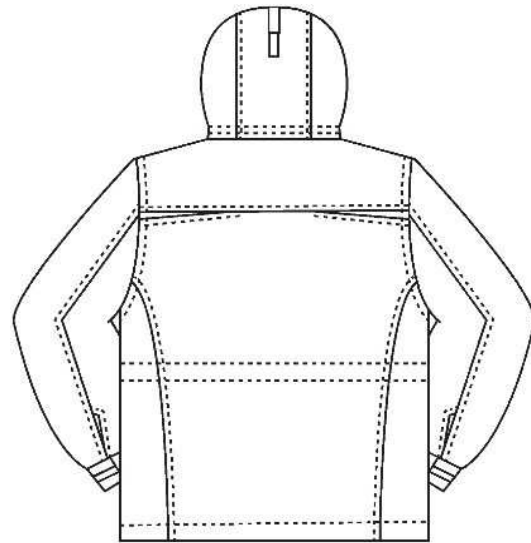
別表第 1 の図の防寒衣の項を次のように改める。

防寒衣

前面



後面



別表第2の甲種衣の冬（合）の項中

「		階級章	男性消防団員服制と同様とする。	を 」
	スカート	地質	上衣と同様とする。	
		製式	ラップ付キュロットスカートとする。 形状は、図のとおりとする。	
「		階級章	男性消防団員服制と同様とする。	に 」

改め、同表の甲種衣の夏のスカートの項中

「	甲種衣冬（合）と同様とする。	を 」
「	ラップ付キュロットスカートとする。 形状は、図のとおりとする。	に 」

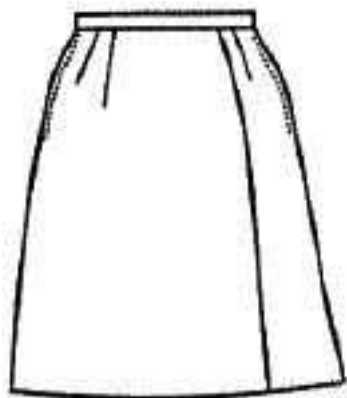
改め、同表の乙種衣の項を次のように改める。

乙種衣	上衣	地質	男性消防団員服制と同様とする。
		製式	男性消防団員服制と同様とする。 形状は、図のとおりとする。
		階級章	男性消防団員服制と同様とする。
	ズボン	地質	上衣と同様とする。
		製式	男性消防団員服制と同様とする。 形状は、図のとおりとする。

別表第2の防寒衣の製式の項中「前身打合せを右上前とするほかは、」を削り、同表のバンドの項中「乙種衣冬（合）又は乙種衣夏と同色」を「オレンジ色」に改め、同表のバッグの項を削り、同表の図の甲種衣冬（合）の項中「

スカート

前面



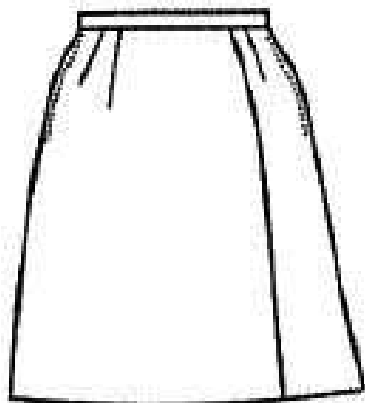
後面



を削り、同表の図の甲種衣夏の項に次のように加える。

スカート

前面



後面



別表第2の図の乙種衣冬（合）夏の項を次のように改める。

乙種衣

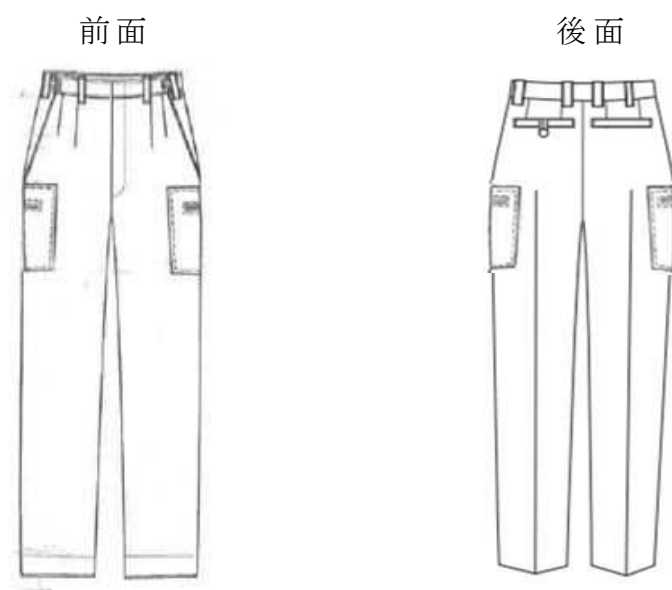
前面



後面



ズボン



別表第3の冬（合）帽の項、夏帽の項、甲種衣冬（合）の項及び甲種衣夏の項中「班長」を「副分団長」に改め、同表中

乙種衣冬（合）	1 着	4 年	全員	を
乙種衣夏	1 着	4 年	全員	

乙種衣	1 着	4 年	全員	に
-----	-----	-----	----	---

改め、同表のネクタイの項、儀式用手袋の項及び短靴の項中「班長」を「副分団長」に改め、同表のバッグの項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用中の改正前の北九州市消防団員の服制及び給貸与品に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき部長又は班長の階級にある男性消防団員に給与されている冬（合）帽、夏帽、甲種衣冬（合）、甲種衣夏、ネクタイ、儀式用手袋及び短靴については、改正後の北九州市消防団員の服制及び給貸与品に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に使用中の改正前の規則の規定に基づき男性消防団員及び女性消防団員に給与されている乙種衣冬（合）、乙種衣夏及び作業用手袋については、改正後の規則の規定に基づき給与されている乙種衣及び作

業用手袋とみなす。この場合において、改正後の規則第3条の規定による給与期間の計算については、当該給与品を給与された日からこの規則の施行の日の前日までに経過した期間を改正後の規則第3条の規定による給与期間のうち既に経過した期間とみなす。

- 4 前項前段の規定により改正後の規則の規定により給与されているものとみなされた乙種衣冬（合）及び乙種衣夏の給与期間については、そのいずれか先に給与期間が満了するときをもって満了するものとする。

北九州市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 9 号

北九州市契約規則の一部を改正する規則

北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 号中「2 5 0 万円」を「4 0 0 万円」に改め、同条第 2 号中「1 6 0 万円」を「3 0 0 万円」に改め、同条第 3 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同条第 4 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同条第 5 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同条第 6 号中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 9 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。